

# 津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、津市こども支援課が日々対応を行う児童に関する相談、虐待事例等への対応において、児童に関する情報の管理、対応や経過の記録、統計情報の作成等を効率的に行うことにより、日々の対応の迅速化や支援の質の向上及び職員の負担を軽減するため、家庭児童相談システムを提供することが可能な民間事業者の中から、当該システムの内容や価格等がより優れた民間事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

#### ア 津市家庭児童相談システム更新業務

システム設計及び更新、既存システムのデータ移行、システムテスト等

#### イ 津市家庭児童相談システム保守サポート業務

システム保守業務、システム運用サポート業務等

#### ウ 津市家庭児童相談システム機器等賃貸借

ハードウェアの調達・設置等

### (2) 実施形式

公募型プロポーザル方式

### (3) 契約時期

本プロポーザルは、本業務の実施に関する令和4年度の予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであり、予算が成立しなかった場合、本プロポーザルの選定等は無効となるものとする。また、この場合もプロポーザルに関し必要な費用については提案者の負担とし、津市は費用を負担しない。

予算が成立した場合、契約の締結は令和4年4月以降に行うこととする。

### (4) 履行期間または契約期間

#### ア 津市家庭児童相談システム更新業務

契約締結日から令和4年9月30日まで

イ 津市家庭児童相談システム保守サポート業務

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(長期継続契約)

ウ 津市家庭児童相談システム機器等賃貸借

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(長期継続契約)

(5) 履行要件

「津市家庭児童相談システム更新業務」、「津市家庭児童相談システム保守サポート業務」及び「津市家庭児童相談システム機器等賃貸借」の調達を個別に発注する。

3 提案見積限度額

契約締結日から令和9年9月30日までの期間の委託業務に係る提案見積限度額の総額は、15,048,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)とし、年度別及び業務別の提案見積限度額については、次表のとおりとする。

但し、この金額は、契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

本業務に係る提案見積書(第1号様式)を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

年度	業務名	金額
令和4年度	津市家庭児童相談システム 更新業務委託料	3,360,000円
	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	354,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	814,800円
	合計	4,528,800円
令和5年度	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	708,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	1,629,600円
	合計	2,337,600円
令和6年度	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	708,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	1,629,600円
	合計	2,337,600円
令和7年度	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	708,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	1,629,600円
	合計	2,337,600円
令和8年度	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	708,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	1,629,600円
	合計	2,337,600円
令和9年度	津市家庭児童相談システム 保守サポート業務委託料	354,000円
	津市家庭児童相談システム 機器等賃貸借料	814,800円
	合計	1,168,800円

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和4年2月 4日（金）から
実施要領等の配布	令和4年2月 4日（金）から 2月17日（木）午後5時まで
質問書の受付	令和4年2月 4日（金）から 2月10日（木）午後3時まで
質問の回答期限	令和4年2月15日（火）午後5時まで
参加申込書提出期限	令和4年2月17日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年2月25日（金）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和4年3月 1日（火）
第1次審査結果通知	令和4年3月 4日（金）まで
第2次審査（システムデモ、提案内容説明及び質疑応答）	令和4年3月28日（月） 午後1時30分から午後4時頃まで
審査結果通知	令和4年3月28日（月）以降速やかに

※ 質問書の回答については、提出期限までに提出された質問書に記載された内容を取りまとめ、上記日時に回答するものとする。

#### 5 参加資格

本業務委託の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募

型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年訓76号)別表に該当しないこと。

## 6 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書（第2号様式）を提出すること。

### (1) 提出方法

電子メールのみとする。メールの件名は、「津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル質問」とし、所定の様式を使用しメールに添付すること。

メール送信後、電話により津市健康福祉部こども支援課こども支援担当（電話 059-229-3284）まで受信確認を行うこと。

※ 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎたものは受け付けない。

また、回答に対する再質問については原則、受け付けない。

※ 参加申込後、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (2) 提出期限

令和4年2月10日（木）正午まで

### (3) 提出先メールアドレス

229-3284@city.tsu.lg.jp（津市健康福祉部こども支援課）

### (4) 回答方法

質問者名は非公表としたうえで、津市ホームページへ掲載する。

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、必ず回答を確認すること。

なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

※ 仕様に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しない。

## 7 参加申込

(1) 参加申込事業者は、別に定める参加申込書（第3号様式）及び宣誓書（第4号様式）に、公告日を基準とする次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。ただし、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者については、アからエまでに定める書類の提出は不要とする。

- ア 定款、規約その他これらに類する書類
- イ 登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書等（下記(ア)～(ウ)のいずれか）
  - (ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - (イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
  - (ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ウ 財務諸表（直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書））
- エ 印鑑（登録）証明書
- オ 国税に関する証明書  
国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）
- カ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等  
本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））
- キ 会社概要関係書類  
所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレットの使用も可とする。）

(2) 参加申込書類の提出

- ア 提出期限 令和4年2月17日（木） 午後5時00分
- イ 提出部数 各1部
- ウ 提出先 津市健康福祉部こども支援課こども支援担当  
(〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号)
- エ 提出方法 上記提出先に郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は持参とする（期限内必着）。

郵便事情等により書類到着に遅延等が発生した場合における提出期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、提出期限に注意すること。

## 8 参加資格要件の確認結果通知

- (1) 参加申込事業者から提出された参加申込に係る書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格要件について確認する。
- (2) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第5号様式）により、プロポーザルへの参加を認めるものとする。
- (3) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書（第6号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をするものとする。
- (4) 参加資格審査結果はメール及び郵便により通知するものとする。

## 9 審査方法

- (1) プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された企画提案書等により別に定める基準に基づいた審査方式で実施する。
- (2) 審査については、津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

また、第1次審査委員会は、本市の職員のうちから5名以内、第2次審査委員会は、識見を有する者及び本市の職員のうちから6名以内で構成する。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施する。

- (3) 評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下「評価基準総合点」という。）により審査する。

また、第1次審査で評価基準総合点が120に達しない場合は第2次審査対象として選定せず、第2次審査で評価基準総合点が150点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。
- (4) 第1次審査は、書類審査により第2次審査対象者を選定する。

第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリング審査により評価基準総合点の最も高い者を選定し、最優先候補者とする。



## 10 企画提案書等の提出書類

- (1) 参加事業者は、本実施要領及び仕様書に従い、企画提案書を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。
- (2) 企画提案書は、日本工業規格A4判横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付し、企画提案書正本1部、企画提案書副本を13部作成の上、提出することとする。  
なお、企画提案書のページ数は、表紙及び目次を除き50ページ以内とする。
- (3) 正本にあたる提案書の表紙には、あて先「津市長」、タイトル「津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。
- (4) 正本にあたる提案書の表紙にのみ実印（代表者の印）を押印することとする。
- (5) 副本にあたる提案書には、あて先「津市長」、タイトル「津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務企画提案書」、提出年月日を記載することとする（正本は事務局で預かり、副本により審査を実施する。）。  
なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする。
- (6) 企画提案書のほか、提案見積書（第1号様式）を添付するものとする。  
なお、提案見積書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ1部提出することとする。
- (7) 企画提案書等提出された書類は、選定作業において複製を行うことがあり、参加申込事業者は複製について同意したものとみなす。
- (8) 企画提案書等の受付後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (9) 企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）等の法令に基づき公表する場合がある。
- (11) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (12) 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。
- (13) 企画提案書等の提出について
  - ア 提出期限 令和4年2月25日（金） 午後5時00分
  - イ 提出先 津市健康福祉部こども支援課こども支援担当  
(〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号)

ウ 提出方法 上記提出先に郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は持参とする（期限内必着）。

郵便事情等により書類到着に遅延等が発生した場合における提出期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、提出期限に注意すること。

## 11 企画提案書の内容

企画提案書には、別紙仕様書の内容を踏まえ、以下の項目について記載する。各項目における評価基準は、別紙のとおりとする。

なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする。

### (1) 導入及び運用実績

過去5年間における、地方公共団体の家庭児童相談所管部門における導入実績及び運用実績（自治体名や法人名を具体的に記載することは要しないが、具体的な導入実例や運用件数など）

### (2) システムの内容

以下のア～カについて具体的に記載すること。

ア システムの概要・特徴

イ 児童情報管理（児童登録、家族登録、異動情報、ケース管理等）

ウ 記録管理（経過記録、相談・通告受理、会議記録等）

エ 管理系業務機能（アカウント管理等）

オ その他機能（統計・帳票、福祉行政報告例作成、情報共有システム関連等）

カ 上記ア～オに挙げた内容以外の機能

### (3) サポートの内容

システムを更新・運用するにあたり、システムの更新前・後における職員に対する操作研修をはじめとするサポート内容など（マニュアル作成などを含む。）

### (4) 個人情報保護

個人情報保護を含めたセキュリティ対策（セキュリティ事故や災害等が発生した場合の対応を含む。）の内容など

### (5) 機器の内容

賃貸借の対象となる機器について、型式等、具体的に記載すること。ま

た、機器の故障時の修理対応等、保守についてなど。

(6) 運用保守

メンテナンスの実施、関連法令の改正等への対応など。

また、OSの更新予定等について記載すること。

(7) 独自提案その他

上記「(2) システムの内容」に挙げた内容以外に、家庭児童相談における対応の迅速化や支援の質の向上、職員の負担軽減につながる機能、付加価値がある自社独自のサービス内容など。

12 第1次審査の結果通知

(1) 審査の結果、第2次審査への参加を認められた参加事業者に対し、第1次審査選定通知書（第7号様式）により、第2次審査への参加を認める旨を通知するものとする。

(2) 審査の結果、第2次審査への参加が認められない参加事業者に対しては、企画提案書不採用通知書（第8号様式）の送付をもって、第2次審査への参加を認めない旨を通知するものとする。

(3) 第1次審査選定通知書及び企画提案書不採用通知書はメール及び郵便により通知するものとする。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次審査で第2次審査候補者に決定した参加事業者に対しては、第2次審査として、第1次審査時に提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、リモート形式等、集合形式によらない方式を採ることがある。具体的な方法については、第1次審査で第2次審査候補者となったものに対し、通知するものとする。

(1) 実施日時

令和4年3月28日（月）実施予定とする。実施方法及び時間等については、第1次審査結果の通知書に記載する。

(2) 審査の時間

30分以内のプレゼンテーションの後、必要に応じて委員による15～20分程度の質疑応答を行う。準備及び撤収時間は、概ね10分程度とす

る。

(3) 使用できる機器等

実施方法及び使用できる機器については、第一次審査結果の通知書に記載する。

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) プレゼンテーションを行う人数は、参加事業者に直接雇用され、企画提案書等の内容を熟知している3名までとし、このうち1名は業務責任者とする。また、出席者確認票（第9号様式）を提出すること。なお、提出期限、提出方法については第一次審査結果の通知書に記載する。

(6) 企画提案書副本、プレゼンテーション及びヒアリングの際に、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等の記載・発言をした場合は失格とする。

14 プロポーザルの評価基準及び審査

(1) 評価は、主に導入実績、システムの内容、サポート体制、個人情報保護、機器の内容、提案見積金額、プレゼンテーションの内容等を基準とし、審査は審査委員会が行うものとする。

(2) 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、別に定める基準に基づき行うものとする。

(3) 審査は、各参加事業者の企画提案書等の各評価項目について評価及び採点を行い、第2次審査委員会において、評価基準総合点が最も高い者を最優先候補者として選定する。

(4) 第1次審査委員会の評価基準総合点は、第2次審査委員会に影響しない。

15 最優先候補者の決定及び通知

(1) 最優先候補者に決定した参加事業者に対し、企画提案書採用通知書（第10号様式）により最優先候補者に決定した旨を通知するものとする。

(2) 最優先候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、企画提案書不採用通知書（第11号様式）により選定しない旨を通知するものとする。

(3) 非選定事業者は、非選定となった理由の回答を求めることができる。

なお、当該要求は、通知書到着の日から10日以内に限りできるものとし、書面により提出しなければならない。

- (4) 前項に規定する説明要求があった場合には、「20 情報公開基準」に定める基準等に基づき理由を開示する。
- (5) 企画提案書採用通知書及び企画提案書不採用通知書は令和4年3月30日（水）までに発送するものとする。

## 16 契約の締結

- (1) 最優先候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、業務委託契約を締結する。
- (2) 業務委託契約の条件等については、企画提案書等の内容を基本として、最優先候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 最優先候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

## 17 企画提案書等の瑕疵

- (1) プロポーザルに関する全ての提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について審査委員会で協議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、(1)に規定する瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) (1)に規定する瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

## 18 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加事業者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本業務委託契約締結日までに「5 参加資格」に規定するプロポーザルへの参加資格を欠く者となった場合
- (3) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して直接又は間接的に働きかけをした場合
- (5) 企画提案書副本、プレゼンテーション及びヒアリングの際に、業者が特

定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等の記載・発言をした場合

## 19 次順位の繰上げ

契約締結日までに最優先候補者に本業務委託契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、第2次審査委員会の評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

## 20 情報公開基準

プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

当該請求に係る事務手続等は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）に基づき行うこととする。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断する。

対 象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	提案見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1）企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2）「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表(合計点)を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

(留意事項)

採点表(各評価項目点)については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

## 21 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類の提出先

(1) プロポーザルに係る事務局は、津市健康福祉部こども支援課に設置する。

(2) 各書類の提出先

三重県津市西丸之内23番1号

津市健康福祉部こども支援課こども支援担当

電話 059-229-3284

E-Mail [229-3284@city.tsu.lg.jp](mailto:229-3284@city.tsu.lg.jp)